

## 多文化共生の推進に関する研究会（第4回）

### 議事概要

- (1) 開会
- (2) 発表者の紹介
- (3) 意見交換

外国人児童生徒等の教育及び日本語教育、医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等、地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告について、意見交換を行った。要旨は以下のとおり。

#### ○ 外国人児童生徒等の教育及び日本語教育について

(文化庁事業と文部科学省事業のすみ分け)

- ・ 児童生徒は、同時に生活者でもあるが、文化庁の「生活者としての外国人に対する日本語教育」の施策は、学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組、学校への就学・進学を目的とした取組が対象外とされている。文化庁と文部科学省とでどう切り分けられているのか、具体的な事例で示してほしい。
  - ← 学校の生活指導や教科教育を目的とした取組は文部科学省が補助事業を行っており、すみ分けを行っている。例えば、挨拶を学ぶような基本的な生活に関する日本語は、文化庁事業の対象としている。文部科学省と文化庁とで、よく連携をしつつ対応していきたいと考えている。
- ・ 子どもに対する日本語教育は、生活（文化庁所管）と学校（文部科学省所管）とで切り分けられないのではないかと考えている。例えば、日本で生まれて挨拶はできても進学できないような事例が深刻な問題で、そうした子に対する日本語教育は難しい。学校の授業よりも、課外で（お決まりの挨拶以上のことを）学ぶことを通して日本語を習得するほうが良いのではないかと考えているが、そうした教育支援の実例はあるか。
  - ← 文部科学省では、キャリア教育と進学を見据えた日本語指導・教科指導等を、NPO等との連携体制のもと、学校内外での居場所づくりも含めて包括的に支援する補助事業を行っている。

(学校への編入学年の基準)

- ・ 自治体では、子供たちが日本に来たときにどの学年に編入させればいいのか、非常に判断が難しく、苦慮している。国として基準を示せないか。
  - ← 来日前の学習状況、日本語能力の状況、学校の受入体制等が個々の事例によってそれぞれであり一律の基準を示すことは難しい。文部科学省からは、柔軟に受け入れる学年を考慮できることを示すとともに、保護者や本人の状況、要望も考慮しながら、補充指導や進級・卒業の留保など、柔軟な対応をお願いしている。

(日本語教室空白地帯域の解消の目標時期)

- ・ 日本語教室空白地帯域をいつまでに解消させるのか目標はあるのか。

- ← 目標は設定していない。自治体に対して、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用して地域の日本語教室の立ち上げなどの取り組むようお願いしている。引き続き、事業を丁寧に説明して周知していく。

(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の自治体負担)

- ・ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業について、補助率 1/2 では自治体側の負担が大きいため、補助率の引き上げ等の負担軽減を検討いただきたい。
  - ← 我々（文化庁）も自治体から予算の確保が難しいという声を聞いている。引き続き、真摯に検討していく。

(日本語指導員等の身分保障)

- ・ 日本語指導や外国人児童生徒の支援を担う人の立場が脆弱である。今般の新型コロナウイルス感染症の影響で休校になると、収入がなくなってしまう。身分保障というか、安定した立場で指導できないと、支援の質やモチベーションが低下するおそれがある。

(基礎データを収集する調査の拡充)

- ・ 基礎となるデータが非常に重要。データがあれば、予算をしっかりとつけて支援の質を向上していく可能性が見出せたらと思う。例えば、日本語指導が必要な児童生徒数の調査について、以前のように毎年実施できないか。また、不就学の子どもについて、平成 17 年、21 年の調査のように、学校に行っていないときに何をしているかといった項目について、追加調査は行わないのか。
  - ← 学校を対象とする調査すべてについて、現場負担をかけないよう精査した上で、頻度を考えている。隔年でも、きちんと定期的の実施し、必要な情報等があれば設問を追加するなど工夫をしていくべきだと思っている。不就学の調査については、平成 17 年、21 年の調査は対象地域を限定した抽出調査だったが、今回は全国調査で実施規模が異なるため、追跡調査までは行っていない。今後施策を進めていく上で必要なデータに関する調査については、きちんと検討していく。

(日本語教育推進法に基づく基本方針)

- ・ 日本語教育推進法に基づく基本方針が 6 月に策定されるとのことだが、方針の中で国と地方の役割分担、その役割分担に応じた財政措置が明示されるのか。
  - ← 現段階では、お示しできない。
- ・ 国の指針が 6 月に公表された後、自治体はいつまでに指針を策定すべきか。国の基本方針公表後のスケジュールを教えてください。
  - ← 未定である。

○ 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等について

(医療機関での外国語対応)

- ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に「全ての医療機関における外国語

対応を推進する」と記載されているが、いつまでに実現させるのか。

- ← 全ての医療機関で外国語対応していくには、一朝一夕でできるものではなく、また、現場が対応できる形で進めることが必要。多言語化には、医療通訳だけでなく、機械翻訳等いろいろあり、それぞれ得意な場面がある。場面ごとの使い分けを、各医療機関の状況に合わせて選択していただいて、現実的なところに落ち着けるのが目標。

平成31年4月に公表した医療機関向けの外国人患者受け入れマニュアルでは、各ツールが有用な場面について方向付けを示しており、これも参考に、いろいろなケースを重ねながら現場の状況に応じた体制整備を進めていただきたい。

#### (医療通訳の専門家の確保)

- ・ 群馬県は、先進的に医療通訳の確保に取り組んできたが、ネパール語やベトナム語など新たに必要になった言語に対応しきれないこと、有償ボランティアでは生命・身体に関わる話に入るのが難しいことから、限界を感じている。特に、医療通訳の専門家を全ての医療機関で利用できる仕組みづくりをお願いしたい。
- ・ 医療通訳について、アメリカの州法では、DV等で本人の権利が侵害されることを避けるため、患者が家族や友人等の通訳を連れて受診するのを禁止している例がある。第三者や専門家が医療通訳を行うよう、国が指針やガイドラインで示すと、自治体が動きやすいのではないか。

#### (地域の外国人患者受入体制整備等の協議会)

- ・ 都道府県の協議会の設置に対して、令和元年度から支援するスキームが始まったということだが、現在、いくつの都道府県で協議会が立ち上がっているか。
  - ← 令和元年12月に、外国人患者受入れ環境整備等推進事業のスキームを使っていないものも含めて、様々な部署にまたがった意見交換の場があるかについて調査をしたところ、47都道府県のうち、24団体が設置済、2団体が令和元年度中に設置予定、12団体が令和2年度設置予定、9団体は現時点で立ち上げを予定していないが、今後意見が出てきたら設置を検討するとの回答もあった。

#### (医療通訳の認定制度)

- ・ 英語と中国語については医療通訳の認定制度ができたと聞いているが、他の言語の状況はどうか。
  - ← ネパール語やベトナム語など他の言語も含めて、現在、試験団体の認証制度や実務者を認定するスキームを研究している段階である。今後、研究終了後、民間での研究成果の活用を期待している。

#### (希少言語に対応した遠隔通訳サービスの活用実績等)

- ・ 希少言語に対応した遠隔通訳サービスについて、今年度の活用実績を教えてください。また、利用しやすくなるよう、事前申込みが必要であることや、有償であること等の条件を見直す予定があるか。

← 令和2年2月に始まった事業であるため、まだ利用実績を把握していない。都道府県を通じて周知しているが、新型コロナウイルス感染症の影響でまだ伝わっていない印象もある。利用条件は、事前登録だけで、緊急の場合は事後登録も可能になっている。

利用料金は、諸外国の事例を参考に、技能者の確保や民業圧迫とならないようにすることを考慮して設定している。今後、実績を踏まえて検討する余地はある。

#### (外国人の母子に対する支援)

- ・ 外国人の母子に対して、多言語対応だけでなく、ある程度その国の文化に通じた専門家の養成も重要になってくるのではないかと。
- ← 利用者支援事業では、多言語対応だけでなく、医療、保健等様々な関係機関と連携して支援を行っている。また、例えば、アウトリーチで地域の外国人コミュニティに働きかけるなど、地域で必要な支援の育成や開発を行う地域連携機能も有している。
- ・ 外国人母子への支援として、EPA（経済連携協定）に基づき来日している看護師や介護士と連携した取組は考えられないか。
- ← 現段階では、特に検討していないが、貴重なご意見として受け止めたい。

#### (地域における外国人患者受入れ体制の構築)

- ・ 地域における外国人患者受入れ体制の構築を進める中で、医師会との関係を今後どのように作っていくのか。
- ← 地域の外国人患者受入れ体制整備等の協議会に、いろいろな分野から参加する中で医師会が参加しているケースが多く、各地域で連携していると認識している。

#### (外国人を対象とする子育てひろば)

- ・ 外国人を対象とする子育てひろばにおいては、保健師と多文化共生部局との連携が必要。
- ・ 既存の子育てひろばでは、外国語や文化・習慣への対応できていなかったため、日本語教室の中に子育てひろばを設置しようとしたところ、既存の子育てひろばに近かったことから、設置できなかった。既存の子育てひろばに外国人母子が参加できる環境を整えるか、近場であっても外国人を対象とした子育てひろばが設置できるようにするか、検討が必要ではないか。

#### (外国人住民による生活向上に向けた活動)

- ・ 地域での外国人住民への情報提供はゴミ出しなど地域ルールで外国人住民に守ってもらいたいことが中心である。一方、「〇〇町へようこそ！」など、外国人・日本人が同じ地域の住民として支え合っていけるような多文化共生の地域づくりへ向けたウェルカム・メッセージを発信していくことも必要ではないか。

#### (外国人住民の高齢化)

- ・ 1990年代に来日した定住者が高齢になり、介護保険制度等への理解などの課題が出てきている。都道府県等で、そうした課題を調査する動きもあるので、厚生労働省にもしっかりフォローアップしていただきたい。  
← 今後とも、情報発信を丁寧に行っていく。